



令和6年12月23日

与謝野町長 山添 藤真 様

与謝野町特別職報酬等審議会

会長 坂根 正俊



町長、副町長及び教育長の給料の額について（答申）

令和6年10月18日付け6与総第401号で貴職から諮問のあった町長、副町長及び教育長の給料の額について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

答 申

町長、副町長及び教育長の給料の額については、現行の額を据え置くことが適当である。

（単位：円）

特別職	現 行 額	答 申 額
町 長	714,000	714,000
副町長	583,000	583,000
教育長	546,000	546,000

【審議の内容】

1 はじめに

本審議会は、与謝野町の区域内の公共的団体等の代表者やその他住民のうちから構成された6名により設置されたもので、本審議会に対する町長からの諮問の要旨は次のとおりである。

【諮問書から抜粋】

本町の町長、副町長、教育長の給料の額については、合併時（平成17年度）に協議され定められ、以降18年が経過し、町の人口や地域経済の状況、町の行財政環境についても大きく変化をしてきている。

こうしたことを踏まえ、町長、副町長及び教育長の給料の額について、現下の行財政環境における職務と責任に応じた給料のあるべき水準について、審議会に諮問するもの。

以上のような要旨に基づいて、適正な町長、副町長及び教育長の給料の額について、その結論を求められたものである。

当審議会委員は、町長から町民各層の意見を十分に反映するべく、町民の代表として委嘱されたものであり、その自覚と責任において、それぞれが自由な立場から慎重かつ率直な意見交換を行い、町民が納得のできる結論を見出すために、次のとおり審議を進めてきた。

2 審議の経過

本審議会は、町長、副町長及び教育長の給料の額のあり方とその基準となるべき指標等について厳正に審議するため、事務局から提出された資料及び提出を求めた資料をもとに、府内町村別の特別職の報酬等の状況並びに適用年月、北部7市町別の特別職の報酬等の状況、消費者物価指数の推移、財政指標に見る町の財政状況等について、その実情の把握に努めた。

また、町民としての各委員自身の感覚や各委員が日常的に町民と接する中での反応等について、率直に意見交換を行い、これらを十分に勘案しながら3回にわたる会議を重ね、町民の感覚等を公平かつ適切に反映するべく審議を行った。

3 町長、副町長及び教育長の給料等の額の決定

以上のとおり、検討を重ねた結果、昨今の物価高騰下の厳しい社会経済の状況、町の財政状況等を考慮すると増額改定は、町民の理解を得ることが難しい状況にある。

したがって、減額か現状維持かの議論となったが、近隣市町の給料額等の比較を考慮すると、町長、副町長及び教育長の給料の額については、職務と責任に応じた給料のあるべき水準として決して高い状況ではないため、現状のまま据え置くことが適当であると判断した。

4 結論

提出資料等をもとに審議を行った経緯、内容については、以上の各項目で述べたとおりであり、町長、副町長及び教育長の給料の額については据え置くことが適当であると答申する。

5 付帯意見

今後は、社会情勢の変化、町の財政状況等を踏まえ、少なくとも町長の任期中に一度は、審議会に諮問されたい。

与謝野町特別職報酬等審議会

会 長 坂根 正俊

副会長 松田 政一（以下五十音順）

委 員 宇野 賢一

 〃 武田 民子

 〃 堀井 健司

 〃 三田 智子